

2021年2月9日

2021年度新入生・在学生の皆さんへ

駿河台大学
副学長 朴 昌明
副学長 狐塚 賢一郎

2021年度対面授業の受講が困難な学生への特例措置について

「2021年度の授業実施方法に関する基本方針」（令和2年12月22日付学長発信文書）
（<https://www.surugadai.ac.jp/important/2021/2021-2.html>）にてお知らせした通り、本学は、「新型コロナウイルス感染の社会情勢を注視しつつ、引き続き感染防止措置を徹底するとともに、2021年度の授業は、可能な限り対面授業を基本として開講」することを基本方針としています。

併せて、新型コロナウイルスの感染予防、感染拡大防止のため、様々な事情により大学への通学や対面授業の受講が困難な学生に対して、オンライン授業や課題等による特例措置を行う予定ですので、改めてお知らせします。

大学への通学や対面授業の受講が困難な学生として以下のような例が挙げられます。

- (1) 感染者・濃厚接触者（可能性のある者を含む）の学生
- (2) 体調不良の学生〔発熱や咳などの風邪等の症状や、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）等の強い症状がある〕
- (3) 基礎疾患があるなど健康面の不安がある学生
- (4) 高齢者・基礎疾患を抱える家族と同居している学生
- (5) 海外から日本入国後2週間を経過していない学生
- (6) 母国に在住していて日本に入国できない留学生
- (7) 地方に在住していて大学近辺に引っ越しができない学生
- (8) 通学圏内に戻らずに実家のある地方や母国に滞在することを選択する学生
- (9) その他、通学・受講に不安を抱えるような諸事情がある学生

特別措置の申請方法については、決定次第速やかにホームページにてお知らせいたします。

以上